## 議案第29号

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険税条例(昭和34年条例第10号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第 3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第20条第1項中「の各号の一」を削り、「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

第23条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「国民健康保険税」を「、国民健康保険税」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第25条に見出しとして「(補則)」を付す。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。